

船井郡衛生管理組合
女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

令和2年4月

船井郡衛生管理組合

船井郡衛生管理組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 2 年 4 月 1 日

船井郡衛生管理組合

船井郡衛生管理組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、船井郡衛生管理組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1、計画期間

本計画の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2、女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3、女性職員の活躍の推進に向けた状況把握

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき船井郡衛生管理組合管理者において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、本組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

平成 26 年度職員採用試験で採用された職員 3 人の内、女性職員は 0 人（0%） 令和元年度職員採用試験では、女性職員一人の採用のため 100%となったが、職員採用に当たっては能力に応じた試験選考を実施していますが、女性の受験者がいない年もあるなど、年度によって男女比は異なる

採用者	平成 26 年度	令和元年度
男性	3	0
女性	0	1
合計	3	1
女性割合	0	100

(2) 職員に占める女性職員の割合（平成 31 年 4 月 1 日時点）

	全職員	内) 女性職員	女性割合
計	44 人	1 人	2.2%

(3) 職員一人当たりの 1 年間の年次有給休暇の取得日数

年度	30	29	28	27	26
取得日数	14.8	14.8	15	12.6	13

(4) 男性職員の配偶者出産休暇取得率及び平均取得日数

平成 30 年度	対象者	取得者	取得日数	取得率	平均取得日数
配偶者出産休暇	1	0	0	0	0

4、女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

女性職員の活躍の推進に向けた状況把握、課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。なお、この目標は、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 職員募集においては、廃棄物処理という技術業務が中心となっている当組合独自事情がある中でも、女性活躍の場があることを広く認識できるよう、積極的な情報提供を行う。

- (2) 職員に占める女性職員の割合 令和 7 年度までに男女職員に占める女性職員の割合を、令和元年度の実績 (2.2%) より 2.2%引き上げ、4.4%以上にする。
- (3) 令和 7 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇を少なくとも平成 30 年度実績 (0%) より 50%を引き上げ、50%とする。

5、女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

4、で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、本組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

(2) 職員に占める女性職員の割合

職員募集においては、廃棄物処理という技術業務が中心となっている当組合独自の事情がある中でも、女性が活躍できるような業務内容の整理・施設整備を整え、必要な情報提供を行い、職域の拡大を図る

(3) 男性職員の配偶者出産休暇取得率及び平均取得日数

出産を控えている全ての職員に対し、制度の活用推進に関する助言を管理職員や総務課が行う。